

# マイナンバー制度の概要と最新動向について

向 井 治 紀

## はじめに

ただいま御紹介いただきました向井でございま  
す。私は、財務省の出身で、ほぼ五年前の民主党  
政権時代に番号制度の担当にスカウトされて以  
来、ずっと番号制度を担当しています。財務省で  
は超アナログ人間として有名だったのですが、な  
ぜか今や政府のＩＴ総合戦略にも関わっています。

番号制度は、民主党政権の時代に検討が始まり

た際、「次の通常国会に番号制度の法案を出せ」

と言われました。しかし、何もないところから、そのようなことができるわけがありません。結局、一年遅れで法案を国会に提出しました。

今も申しますように、年金、消費税、給付付き税額控除など、社会保障・税の分野で個人番号を導入することを目的として、制度の検討が始まりたという経緯があります。その後、正確に申しますと、平成二四年の通常国会に番号制度の法案を提出しました。残念ながら、その通常国会では民主党内部でいろいろな議論があり、法案の審議は行われませんでした。その間、消費税と同様、番号制度についても、自民党、公明党、民主党の間で水面下で議論していただき、内々の合意をしていただきました。「内々の」と言いますのは、各党の正式な決定ではありませんが、各部会で部会長一任を取り付けたというレベルの合意ということです。

平成二四年の臨時国会で衆議院が解散されましたので、民主党政権が出した番号制度の法案は廃案になりました。自民党政権に代わった後、安倍総理より「自公民合意に基づいて番号制度を進めるべき」という御方針が示されましたので、改めて国会に番号制度の法案を提出しました。そして、その年のうちに民主党の修正を経て可決成立了。採決においては、反対は共産党など一部だけで、多くの政党に賛成していただきました。

## 一、マイナンバー制度の導入趣旨

資料1ページにおいて、マイナンバー制度の導入趣旨を整理しています。もともと社会保障・税の分野で活用することを念頭に置いていたのですが、平成二三年の東日本大震災の後、住民、特に

住所地におられない住民を把握する上で個人番号があればよかつたのにという声が被災地から出されたことを受けて、災害にも使える制度にしました。

資料には、「効果」や「実現すべき社会」などについていろいろ書いてあります。

今後、日本では、超高齢化社会を迎えて社会保障給付がますます増えていきます。単価は減らしても総額はどんどん増えていくことになります。

一方で、負担する人間は減りますので、一人当たりの負担が急激に増えることになります。したがいまして、これまで以上に公平・公正がきつちりと担保されないと、制度が成り立つていかないだろうと思われます。税を賦課するに当たって、所得を一〇〇%把握することは困難であるにせよ、少なくともある程度納得されるぐらいの公平性が確保される必要があります。また、所得、場合によ

よっては資産に連動した社会保障給付を確立していくかないと、超高齢化社会を乗り切つていくことはむずかしいだろうと思われます。この点が、番号制度の最も重要な役目だと思います。

これまで、諸外国と比べて番号制度が遅れていった日本にとっては、番号制度とＩＴは不可分です。今後、番号を活用して国民の利便性の向上や行政の効率化につながるような取組みが行われていくんだろうと思います。

## 一、マイナンバー制度の概要

### (1) 制度の概要 (個人番号)

資料2ページをご覧ください。有名か悪名か知りませんが、日本には基礎年金番号というものがあります。本人をはつきりと確認せずに付番して

いることもあります。基礎年金番号には二重付番があります。例えば、二〇歳になつて年金番号をもらつた後、そのことを忘れて働きに出て、改めて基礎年金番号をもらうケースがあります。これとは逆に、二〇歳になる前に働きに出、厚生年金に入つて基礎年金番号をもらつた後に、二〇歳になつて別の基礎年金番号をもらうケースもあります。これらの二重付番はいまだに起つています。

これとは別に、十数年前から住民基本台帳に基づいて住民票コードという番号が付されていました。この制度が導入された際、個人情報の漏えいの懸念や国による一元的把握の問題等を捉えて、違憲ではないかという訴訟が起こされました。最高裁判決で合憲とされましたが、判決が出るまでの七、八年間、反対運動が非常に盛んに行われました。この結果、住民票コードは、基本的には住

民基本台帳の事務でしか使われていません。しかも、市町村間の事務で使われているだけです。なお、一部で年金の二重付番を解消するために住民票コードが使われており、このため、現在、基礎年金番号と住民票コードのひも付けが行われていますが、事实上、これが唯一の利用例となっています。社会保障・税など、ある程度の行政分野で広く使われている個人番号は日本には存在しません。

日本の場合、幸いにも、住民票と戸籍という、国民を識別するための二種類の道具があります。これは諸外国に比して非常にラッキーなことです。これらのどちらかに準拠して個人を特定していくことになりますが、戸籍については、日本全国を見渡しますと、いまだにいろいろな問題が残つていることもありますので、既に存在する住民票コードを変換して得られる個人番号を作ろう

ということになりました。

検討の過程では、住民票コードそのものを使えばよいのではないかとか、逆に、分野ごとに別の番号を使えばよいのではないかなど、いろいろな議論がありました。例えば、オーストリアなどで

は、各個人に見える個人番号が付され、カードでさまざまな手続きを行うことができますが、分野ごとに、事実上異なった個人コードが使われています。ドイツなどでは、納税者番号という形で番号制度が導入されています。アメリカの場合は、ソーシャル・セキュリティ・ナンバーを広い場面で、ある意味で勝手に使っています。韓国では、いわゆる住民票コードのような個人番号を全ての分野で使っています。

検討の結果、日本では、税・社会保障・災害の分野で共通に使われる、一つの個人番号を指定するということで制度がスタートしました。個人番

号は住民票コードに準拠しておりますので、市町

村長がこれを指定して通知するという仕組みになっています。

#### （個人番号カード）

次に、個人番号カードについて説明します。個人番号は通知カードという紙のカードで通知します。アメリカではソーシャル・セキュリティ・ナンバーをいろいろな分野で使っています。ソーシャル・セキュリティ・ナンバーを他で使つてはいけないという法律がないからです。ソーシャル・セキュリティ・ナンバーを書いた紙はペラペラの薄っぺらなものですが、ソーシャル・セキュリティ・ナンバーが盗まれることによつて、成りすましの被害が一〇〇万件単位で起っています。年金や生活保護の不正受給です。

日本のマイナンバー制度では、こうした諸外国

の失敗や事故を勉強し、後発のメリットを生かしまして、少々面倒ではありますが、番号のみでは本人確認をしないこととしています。通常、銀行口座を開設するときの本人確認と同様ですが、免許証やパスポートで本人確認をします。番号を確認するものとしては、通知カードや番号付きの住民票が考えられます。

もつとも、それでは面倒だということで、個人番号カードを発行することにしています。現在、住基カードというものがありますが、ほとんどe-Taxに使われているだけだと思います。今回の個人番号カードでは、住基カードの機能を引き継ぎつつ、個人番号も書きますし、顔写真も必須にしてあります。したがいまして、個人番号カード一枚で本人確認、番号の確認が済みますので、私どもとしてはできるだけ多くの国民の皆様に個人番号カードを取つていただきたいと考えています。

す。このため、この種の公的なカードではおそらく唯一と思われますが、取得費用を無料とします。

#### (法人番号)

税・社会保障の関連では、法人等が行う源泉徴収、法人税の支払い、社会保険料の徴収等の事務がありますので、個々の法人を識別できるよう、法人等に法人番号を付することとしています。法人番号は主として税に関連しますので、国税庁長官が、会社であれば法人登記の番号から変換したものを指定します。それ以外でも、およそ人を雇っている法人の場合、ほとんどすべての法人で源泉徴収義務が発生しますので、宗教法人、政党なども含めて、法人番号を指定することになろうと思います。法人番号の場合、後ほど述べる個人

## マイナンバー制度の概要と最新動向について

番号における個人情報保護の問題はありませんので、原則公開とし、民間での自由な利用が可能となっています。

### (個人情報保護)

個人番号については、個人情報保護の問題、成りすましの問題、あるいは個人情報の国家管理の問題等が議論されたこともあります。資料2ページの右上に書いておりますように、いろいろな個人情報保護措置が施されています。

アメリカや韓国と異なりますのは、個人番号が使える場面が全て法律でポジティブリストとして掲げられており、法律又は地方公共団体の条例で書かれていること以外で個人番号を使うことが禁止されているということです。

例えば、年金保険料の減免に当たって、地方税の所得情報を基にこの人は確かに低所得であるこ

とを証明するというような事務があります。これまでは、そうした申請を行う場合には、所得証明を持って来いということになつたわけですが、直接バックオフィスで情報連携することにより、年金当局が保険料の減免を行いうというシステムにしています。この場合、どのような事務において、他の機関のどのような情報を使うかということを全て法律で書き切っています。先ほどの例では、年金の保険料減免の事務で地方税の所得情報を使いますが、年金の情報が地方税当局に流れることは決してありません。法律上禁止されておりますし、さらにシステム上も制御されることになっています。

さらに、国民は、マイナンバー用のポータルサイトである「マイナポータル」からログインして、そのような情報提供記録を確認することができるようになっています。例えば、自分の情報

が、自分の住所地の地方税当局から年金当局に移ったことが確認できるわけで、非常にオープンな仕組みになつていると言えます。

また、個人番号の取り扱いを監視・監督する第三者委員会として、「特定個人情報保護委員会」が設置されます。公正取引委員会と同様のいわゆる三条委員会です。この他、政府機関や地方公共団体が個人番号付きのファイルを作るときは、事前にアセスメント、自己評価を行うことが義務づけられています。これらは、どちらかというとボピュリズム的な発想が背景にあるのかなと思つてあります。

これらのなかで、民主党政権当時から議論になつたものが幾つかあります。  
一つ目は、医療の関連です。表の中の「福祉・資料・その他分野」の項目で、「医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用」と書いてあります。法律上は、医療保険の保険給付、保険料徴収の事務に個人番号を利用できるこ

#### (個人番号の利用分野)

個人番号の利用範囲を資料2ページの下の表に整理しています。大きく分けますと、社会保障・税・災害です。国民が国や地方公共団体に提出す

る書類に、住所、氏名とあわせて個人番号を書くというのが基本です。具体的には、社会保障の関連では、年金の各種申込書・申請書・届出書、ハローワークの手続き、医療保険の保険料徴収等の手続き、福祉の給付を受ける際の申請書等、税の関連では、税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等において、個人番号を記載することになります。災害対策の関連では、主に被災者台帳の作成に関する事務などにおいて利用されることになつています。

## マイナンバー制度の概要と最新動向について

とになつています。したがいまして、法律上は、レセプトを保険給付に使う場合、レセプトに個人番号を記載することが可能とされていますが、反対する向きもあって、厚生労働省はそこまで手をつけようとはしていません。

今、日本全国のかなりの市町村ないし広域圏で、病院・診療所の連携が始まっています。これは、主として病院の情報を診療所に流すというものです。特に病院関係者、あるいは医療の研究者を中心として、そういうものに個人番号を使えなかという意見が出されています。これに関しては、関係者の中に強い反対意見があるため、現時点では、法律上、カルテ情報に個人番号を記載することはできないことになっています。このように、いわゆる医療情報をどうするかということが今後の課題として残っています。

税の関連では、証券や保険の分野では、個人番

号を記載して税務署に提出するいろいろな調書がありますので、基本的には顧客との取引に個人番号が付されることになります。他方、預貯金については、利子に対して源泉分離課税が行われることもあり、個人番号は預貯金に付されないことになっています。預貯金をどう扱うかは、民主党政権時代から議論になつていたものです。全ての預貯金に個人番号が付けられ、税務調査のときに見られることがありますと、いわゆる金融取引が全て把握できることになります。国が全ての情報を持つていて必要はなく、税務調査のときだけ見られればよいのですが、いわゆる現金取引以外は全ての取引が把握できることになります。したがいまして、いわゆるクロヨン、トーゴーサンといった課税の不公平に対する国民の疑念を払拭するためには、預貯金にも個人番号を付す必要があるのではないかという議論があります。

さらに、表の下の欄外に書いておりますように、「福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務で条例に定める事務」に個人番号を利⽤することができます。防災に関する事務と言いますと、ほとんど何でもこれに当たるのではないとかという話になりそうですが、いずれにせよ、市町村は、条例で定めさえすれば、かなり広く個人番号を使うことができるようになります。もともとは、各市町村で行っている社会保障の上乗せ給付、例えば乳幼児の医療の無料化などに利用することを想定しておりますが、広く読めるように書かれていますので、市町村の御判断でいろいろなものに使つていただければと考えています。

したがいまして、国民の皆様には一〇月五日までに現にお住いの場所に住民票を移していただきたいと考えています。ただし、高齢者の施設に入つておられる方、DV（ドメステイツク・バイオレンス）を受けている方、震災で被災された方等で、住民票登録地以外の住所（居所）にお住まいの方については、申し出ていただきますと、住民票を移さなくとも現に住んでおられる場所に通知カードを送付することになっています。この通

## (2) 通知カード

資料3ページに、個人番号を通知する通知カー

## マイナンバー制度の概要と最新動向について

知カードの送付が、マイナンバー制度導入の第一のヤマになると思っています。選挙の際の投票用紙は普通郵便で送られていますが、それでも五%程度が戻ってくる可能性が高いのではないかと見ています。まずは、できるだけ確実に通知カードを受け取っていただけるよう、尽力していきたいと思っています。

通知カードの表面には、個人番号、氏名、住所、性別、生年月日が記載されています。通知カードは、個人番号付きの住民票と同様、個人番号そのものを証明する手段になりますので、国立印刷局が製造したセキュリティ対策の講じられた紙を使用しています。アメリカのソーシャル・セキュリティ・ナンバーの紙があまりにも粗末なものですから、そうはならないようにしたいということです。

### 知カードの送付が、マイナンバー制度導入の第一のヤマになると思っています。選挙の際の投票用紙は普通郵便で送られていますが、それでも五%程度が戻てくる可能性が高いのではないかと見ています。まずは、できるだけ確実に通知カードを受け取っていただけるよう、尽力していきたいと思っています。

### (3) 個人番号カード

（個人番号カードの概要）

次に、先ほども申しました個人番号カードです。資料4ページをご覧ください。個人番号カードを作成するに当たっては、写真が必要ですし、本人確認のために出頭していただく必要も出ています。したがいまして、強制的に配るわけにまいりませんので、申請により交付するということにしています。通知カードを簡易書留で郵送する際に、個人番号カードの申請書が同封されていました。申請書の記載事項は予めほとんど書き込まれてありますので、あとは本人が署名し、写真を張つて提出していただくことになります。QRコードが付いており、これを利用してスマホから申請することもできるようになっています。

個人番号カードはICチップ付きで、これに画像情報も入っていますので、偽造防止にも効果

があります。カードの表面に、住所、氏名、生年

月日、性別が記載され、裏面に個人番号が記載されています。さらに、表面に写真が張ってあり、個人番号を利用する際、先ほど申しました個人番号の確認と本人確認の両方で使うことができまます。預金口座の開設等の本人確認の際にも、パスポートや免許証と同様に使えます。

個人番号カードにはいろいろな機能を付けています。一つは、ICチップの空き容量に別途二〇ぐらいのIDを入れることができ、これを別々に読み出すことが可能となっています。住基カードでも、条例で定める事務、例えば図書館の利用者カードとして活用している市町村が多いようです。このICチップの空き容量は、民間の事業者も使えることになっていますので、ここに民間事業者のIDを入れることによって、「何とかカード」の代わりに使用することも可能になります。

#### (公的個人認証)

個人番号カードには、公的個人認証の機能を標準搭載しています。現在、e-Taxを利用されている方は御存じだと思いますが、インターネット上で本人を確認する手段として、住基カードを使用した公的個人認証が行われています。これまで公的個人認証の署名検証は、公的な機関、税の場合で申しますと国税庁や地方税当局に限られていましたが、今回、これを民間に開放するようになりました。したがいまして、公的個人認証を使つていろいろなことができるようになります。ここでは、個人番号は使われていません。公的個人認証に利用されるシリアルナンバーは、個人番号とは別物です。

公的個人認証には二種類があります。本人確認の公的個人認証と、本人と同一であるとの確認、すなわち利用者確認の公的個人認証の二種類

## マイナンバー制度の概要と最新動向について

です。本人確認の公的個人認証は、六～十六桁の英数暗証番号で行われます。個人番号カードをカードリーダーに設置していただいた後、六～十六桁の暗証番号を入れていただきますと、本人確認が可能になります。これまで、例えばインターネットバンキングで口座を開設するに当たって、免許証のコピーを送れと言われるようなことがありました。今後はインターネットだけで口座の開設が可能になります。

繰り返して申しますが、公的個人認証による本人確認は、インターネットバンキングに限らず、いろいろなところで使えます。本人確認を必要とするような取引は、全てインターネット上で完結するようになると思っています。

(民間のサービスとの組み合わせ)

個人番号カードは、このように民間のいろいろなサービスにも使えます。このようなカードを、今回無料で配布することにしているわけです。

個人番号カードは、民間のいろいろなサービス

と組み合わせることが可能です。例えば、最近のアイドル歌手のコンサートでは、ダフ屋対策として、さらに入場者が事件を起こさないようにするため、本人確認を行つてチケットを売つています。チケット業界では、ネットで申し込んで、コンビニの複合機でチケットをプリントするのが普通ですが、複合機に個人番号カードを読み取らせて、本人確認を行うことができないかという問い合わせが来ているところです。銀行のATMに個人番号カードを読み取らせれば、キヤッショカードの代わりになりますので、そのようなことにも使えないかというアイデアも出ています。

## (4) 情報連携の概要

五月に日本年金機構の情報漏えい問題が起こ

認証によつて本人確認を行うことになつていま  
す。

り、マイナンバー制度についても新聞、週刊誌等でいろいろな懸念が指摘され、国会でも厳しい質問を浴びています。個人番号は、例えば所得税の源泉徴収などの関連で、多数の企業が保有することになります。基礎年金番号などと比べ、圧倒的に出回る場所が多くなりますので、当初より漏えいリスクが高くなることを想定しています。もちろん、できるだけ個人番号が漏れないよう、厳しい罰則を設けるなどいろいろな措置は講じておりますが、それでもリスクが高くなることは避けられません。

したがいまして、個人番号だけでは、何もできないような制度設計になつています。対面のときには必ず本人確認を行うようにしておりますし、インターネットで手続きを行うときも必ず公的個人

税当局が持っています。年金の情報は日本年金機構が持っています。医療の情報は医療保険者が持っています。市町村は市町村で、いろいろな情報を持っています。大きなデータベースを持つている国税や年金について申しますと、国税当局には納税者番号があり、日本年金機構に

## マイナンバー制度の概要と最新動向について

は基礎年金番号があつて、それによつてそれぞれの情報を管理しています。各機関の持つている情報には個人番号が付されます。

これらの機関の間で情報をやりとりする際、情報は機関ごとの中間サーバーに移行しますが、そこでは個人番号は付されず、それに代えて情報連携用の機関別符号が付されます。同一人物Xでも、国税当局のシステムで付けられる機関別符号と、地方公共団体のシステムで付けられる機関別符号は異なつたものになつています。情報連携に当たつては、これらの機関別符号を情報提供ネットワークシステム（コアシステム）でマッチングさせるというシステムになつております。

ムをハッキングして個人番号で検索しても何も出てきません。それぞれの機関のシステムが独立してファイアウォールを持つことによりまして、芋づる式に個人情報が抜かれるようなことがないよう

になっています。もちろんすべてのシステムがハッキングされるようなことがあれば別ですが、によって、極力情報漏えいのリスクを避けているということです。

さらに、マッチングを行うコアシステムの中異常な通信は検知されることになつていますし、システムの運用の状況は、独立した特定個人情報保護委員会が監視することになつています。加えて、国民一人一人が、「マイナポータル」を通じて、自分の個人情報のやりとりの記録を見ることができるというシステムになつています。

### (5) マイナンバー制度における安心・安全の確保

マイナンバー制度における個人情報を巡る懸念は、大きく分けますと、外部への個人情報の漏えい、成りすまし、国家による個人情報の一元管理

の三つだらうと思います。資料6ページをご覧ください。

今回の日本年金機構のケースは、個人情報が外部に漏えいしたという事件です。年金の場合は、

二次被害防止の観点から、至急成りすましを防ぐための措置が講じられました。

マイナンバー制度では、成りすましが起ころなりように本人確認措置を講じることにしています。このことは、資料の中ほどの「制度面における保護措置」の①で取り上げています。

また、アメリカのソーシャル・セキュリティー・ナンバーのようにどこでも使われるようにならぬよう、個人番号を含む個人情報の収集・保管やそうした情報のやりとりなども、法律のポジティブリストで掲げられたものに限定して行うこととしています。加えて、第三者委員会である特定個人情報保護委員会による監視・監

督、罰則の強化、システム面における個人情報の分散管理、符号を用いた情報連携、アクセスできているところです。

個人情報の管理に関連して、新聞やテレビでは「国民の個人情報を二元管理するマイナンバー制度」とよく言われます。しかし、実際は決してそうではなく、資料7ページのとおり、全ての情報を見られる人間、機関はどこにもないようを作つてあります。

個人番号を保護するため、罰則の強化が図られています。資料8ページをご覧ください。民間が対象となる個人情報保護法には罰則はないのですが、行政機関が対象の個人情報保護法には既に罰則が設けられています。今回、これらの罰則を実質的にほぼ倍にするという形で罰則を強化しています。

## (6) マイナンバー制度導入のロードマップ

資料9ページはマイナンバー制度導入のロードマップを表しています。まず、一〇月五日現在の住民票所在地で国民を捉え、個人番号の通知を行いまして、来年一月一日から使えるようにします。さらに、中ほどのシステムの構築の欄の右の方に、「情報提供ネットワークシステム、マイナポータルの運用開始」を挙げています。ここでは、国の機関間の連携を二〇一七年一月から開始し、国・地方公共団体間の連携を同年の七月を目指として開始するとしています。今般、日本年金機構の情報漏えいの問題が生じましたが、国の機関間の連携となりますと全て年金が絡んできますので、こちらの連携は少し遅らせることになる可能性があると思っています。

## 三、民間事業者に求められる対応

### (1) 税・社会保障分野における対応 (マイナンバーの利用例)

資料10ページのとおり、税と社会保障に絡んで、マイナンバーが利用されるケースはかなり多くなります。

民間事業者の場合、税の分野では源泉徴収票や支払い調書などの各種法定調書の作成、社会保障の分野では厚生年金・健康保険・雇用保険などの手続きにおいて、広くマイナンバーを使用する可能性があります。おそらく大手の事業者は、既に対応を進めておられると思いますが、まだところはこれから準備を進めていただく必要がありま

### （税務関係の申告書等）

税務関係では、資料13ページのとおり、申告書、申請書、届出書、調書などにマイナンバーを記載していただくことになります。従業員の給与、アルバイトの賃金、講演料・原稿料等の謝金の支払いに当たって、支払いを受ける人からマイナンバーを取つていただくことになります。その際、本人確認を行つていただく必要があります。

このための準備をしていただく必要があると思つています。

マイナンバーの記載時期及びマイナンバーを記載した申告書等の提出時期は、資料14ページのとおりです。所得税は、平成二八年分の所得税の申告書からになります。確定申告の場合は、再来年の二月一六日から始まる確定申告が対象になりますので、かなり先のことになります。他方、法定調書の場合は、来年の一月一日以降の金銭等の支

払い等に係る法定調書が対象になります。最も早いのは、来年正月のアルバイトに対する賃金の支払いということになると思います。短期のアルバイトを雇う際には、通知カードと学生証を持ってくるよう依頼していただくことになるのではないかと考えています。

この他にもいろいろな調書があります。例えば、配当の支払い調書があります。この場合、本来は会社で株主のマイナンバーを取つていただかなければなりません。しかし、多数の株主を持つ上場企業ではとてもそのようなことはできませんので、証券会社から証券保管振替機構を通じてマイナンバーを取得していただくことになります。なお、ほとんどの場合、信託銀行に事務が委託されておりますので、会社に代わつて信託銀行がマイナンバーを取得できるようにしています。なお、非上場の会社の場合は、会社がみずから株主

## マイナンバー制度の概要と最新動向について

のマイナンバーを集めることになりますので、ある程度の数の株主がおられますとかなりの手間がかかる可能性があります。

この他にも、アルバイトを大量に雇う場合、派遣社員を受け入れる場合など、どう対応すればよいか悩まるケースもあるうかと思います。これでもいろいろなお問い合わせを受けています。さまざまな問題について、あまり厳密なことを言つて世の中が回らなくなつても困りますので、現実的な解を見つけると言いましょうか、現実的に世の中が動く程度の厳密さでやつていくしかないと思つてているところです。

### (社会保障関係の申請書等)

社会保障については、資料15ページのとおりです。

資料16ページで社会保障関係書類へのマイナン

バー記載時期を整理しています。分野によつて若干違ひがありますので、御注意いただきたいと思います。雇用保険の関係書類については、来年一月一日提出分からマイナンバーを記載していただきます。健康保険や厚生年金の関係書類にマイナンバーを記載するのは、再来年一月一日からとなつています。健康保険と厚生年金については、再来年から届出書の様式を大幅に見直すことにしておりますので、それに合わせてマイナンバーを記載することとしたものです。健康保険や厚生年金の場合、住民票コードと同期させるのが容易なため、個人から集めなくともマイナンバーが使えるという事情もあります。なお、一部の書類で、来年一月一日から法人番号を追加する予定のものがあります。詳しくは、各書類の様式を見ていただければと思います。

## (従業員等からのマイナンバーの取得)

従業員などからマイナンバーを取得するときは、資料17ページのとおり、利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。しかし、一八歳未満の場合、運転免許証を取得できないケースもあり、学生にパスポートや免許証の提示を求めようとしても無理な場合も出てきますので、アルバイト代に係る所得税の源泉徴収に関し、学生のアルバイトであれば学生証でもよいことにするなど、若干柔軟な取り扱いができるようにしています。税の還付申請など国からお金が出ていくような、成り立ましが起こりやすいケースについては、できるだけ厳格に本人確認を行うようにしたいと考えておりますが、そうでない場合は、厳格にと言つてもなかなか難しいところがあると思つています。

民間事業者の皆様は、従業員等がマイナンバーを教えてくれなかつたらどうなるのかと考えてお

られると思います。この点、何らかの事情でマイナンバーを持つておられない方もおられるでしょうし、故意に出さない方もおられないとは限りませんので、国税当局では、マイナンバーを取得でききない場合は、取得できなかつた経緯を記載するよう求めています。「このように言つたけれども、マイナンバーをもらえなかつた」という形で、経緯を記載していただければよいということです。マイナンバーが記載されていないから、調書自体が無効になるようなことはありません。

マイナンバーを取得する際の本人確認では、資料18ページのとおり、番号確認と身元確認を行つていただきます。雇用関係にあるなど、採用時にきちんと身元確認を行つた場合には、重ねて身元確認書類は要しないことになつていています。しかし、最近は、採用時に必ずしもきちんと身元確認を行わないケースも多くなつていてます。その

ような場合は、身元確認を行つていただきたいと思つています。

#### (扶養親族の本人確認)

番号確認と身元確認を合わせて行うことができるのが個人番号カードです。これがない場合は、通知カード又は番号付きの住民票の写し、プラス運転免許証又はパスポートで、番号確認と身元確認を行います。運転免許証やパスポートがない場合は、健康保険の被保険者証と年金手帳など二種類の書類を提示することでも身元確認が可能であります。いずれにせよ、個人番号カードがありますと、ICチップから情報を読み取ることができます。しかし、QRコードを使って情報を転記することも可能です。非常に利便性が高くなつておりますので、できるだけ個人番号カードの取得をお願いしたいと思つています。

法律上、唯一、事業者への提出義務者が従業員の家族である場合があります。これが左側の国民年金の第三号被保険者の届け出です。これだけ

は、第三号被保険者のマイナンバーについて事業者に本人確認を行つていただく必要があります。

家族に会社まで出て来ていただくわけにもいかないでしようから、従業員が代理人になるなど、何

らかの方策を講じていただくことになろうかと思つています。事業者において、国民年金の事務を扱つている部署は人事部か何かだと思いますが、その事務のうち、自分の家族の本人確認を行

う事務を従業員に委託する、そのような格好になるのではないかと思います。

#### (ガイドライン)

マイナンバーの取り扱いにつきましては、資料20ページのとおり、わかりやすく解説したガイドラインがあります。これは、特定個人情報保護委員会が作つているものです。これでもまだわかりにくいという御意見もございますが、頂戴した意

見も踏まえて、できるだけいろいろな改訂を加え てきているところです。

#### (2) 安心・安全の確保 (利用、提供、収集の制限)

法律で書かれていますとおり、マイナンバーには、利用、提供、収集の制限があります。資料21ページのとおりです。

最近、いろいろなところで講演を依頼されます。この前はいわゆる美術商の集まりに招かれました。古物営業で古美術品を買い取るときには、必ず本人確認を行います。彼らの心配事は、そのときにマイナンバーを取得しなければならないのではないかということでした。これは誤解でして、本人確認を行う業種ではマイナンバーを取得しなければならないと誤解されているケースがかなりあることがわかりました。

## マイナンバー制度の概要と最新動向について

本人確認とマイナンバーは基本的には関係がありません。税・社会保障の事務においてのみ、マイナンバーが利用できるということです。本人の同意があつても利用目的を超えて利用することはできません。マイナンバーの提供の要求についても同様です。法律で限定的に列記された場合を除いて、マイナンバーを収集してはなりません。

### (安全管理措置)

マイナンバーを利用する事務の委託先・再委託先にも、資料22ページのとおり、安全管理措置が必要になります。特に再委託先からいろいろな個人情報が漏れることがしばしばありますので、再委託をする場合には、必ず委託者の許諾が必要とされています。

事業者は、資料23ページのとおり、マイナンバーの適切な管理のために、取扱規程の策定など

の安全管理措置を講じなければなりません。シンクタンクなどでそのひな形を検討しているところもあるようですが、それらとも連携して、あまり手間をかけずにそういうものが作れるようにしていきたいと思っています。

### (保管・廃棄の制限)

マイナンバーが保管できるのは、法律で限定的に明記された場合に限られています。

マイナンバーが不要になった場合には、法律で定められた保存期間（例えば税の場合は、五年ないし七年となっています。）を過ぎましたら、でるべきだけ速やかに廃棄、削除していただく必要があります。企業などでは、通常、社員番号に外付けしてマイナンバーを管理していると思われますので、従業員が退職して何年か経つたら廃棄するといった取り扱いになるのではないかと思いま

す。

### (3) 法人番号

法人にも法人番号が指定されます。資料25ページから27ページで関連する情報を整理しています。源泉徴収票に即して言いますと、「源泉徴収義務者・株式会社○○ 法人番号△△」という形で提出していただくことになります。

法人番号も、平成二七年一〇月から送付を開始する予定になっています。法人登記簿に記載されている本店の所在地に法人番号を通知します。

法人番号を指定した法人については、国税庁のホームページ上で、名称、本店所在地、法人番号を公表します。法人番号は、ダウンロードすることも可能です。民間でも自由に利用できますので、国の公表する法人名が記載された資料については、できるだけ法人番号を記載しようと思つて

います。こうすることによつて、「会社四季報」的なものがさらに発展していくのではないか、インターネットで法人番号を検索するとその法人のことがある程度わかるようになる、そういう時代が来るのではないかと思つています。

なお、法人番号の欠点として、事業所番号がないうことが挙げられます。事業所は国に届け出るようになっておりませんので、国が番号を付けるわけにはまいりません。将来的には、民間ベースで事業所番号を作つていただくことになるのではないかと思つています。

先ほども申しましたように、法人番号を通じて多くの法人がつながり、新たなサービスが広がることを期待しているところです。

### (4) 施行に向けた準備

マイナンバー制度の施行に向けた準備について

申し上げます。資料28ページをご覧ください。

いろいろな調査で、特に中小企業の準備が遅れていると言われています。しかし、本当に小さな企業の場合は、そもそも準備していただくことは

何もないのではないかと思います。

一〇〇人以下の企業と、そうでない大きい企業とで、若干ガイドラインの内容を変えています。

中小企業におきましては、担当者を決めると言つても「数人しかいないのに何が担当者だ」といった話もありますし、金庫でマイナンバーを保管しろと言つても無理なこともあります。したがいまして、中小企業の場合は、マイナンバーの付いている人事情報や給与情報などは、せめて鍵のあるデスクに入れてくださいとか、せめてついたてを立てて関係のない人に見られないようにしてくださいといつたお願いをすることになると思いません。そのような意味で、常識的に丁寧に保管して、どのようなことにもマイナンバーを使うよ

いただいておれば、つまり、常識的な企業が社員の人事情報を扱うようにマイナンバーを保管していただければ、大丈夫だろうと思っています。

## 四、マイナンバー制度の普及と利活用

(マイナンバー等分科会中間とりまとめ)

次に、マイナンバー制度の普及と利活用のため、この制度を使ってもつといろいろなことができなかを考えていきます。この点については、マイナンバー等分科会の中間とりまとめが出ています。資料29ページのとおり、個人番号カード、ポータルサイト、さらに個人番号・法人番号そのものに分けて議論が整理されています。

なお、マイナンバーの民間活用などに関連して、どのようなことにもマイナンバーを使うよ

うに言われることがあります、マイナンバーそのものを利活用する場面は実はあまり多くないよう思います。

(個人番号カード)

資料30ページに個人番号カードのメリットを整理しています。

個人番号カードがありますと、自分のマイナンバーを証明する書類として使えますし、本人確認の際の公的な身分証明書としても使えます。この本人確認はいろいろな場面で出てきます。

また、市町村で図書館カードとして利用したり、国家公務員の身分証明書の機能を搭載したりすることを検討しています。さらに、二～三年後、あるいはもう少し先になるかもしれませんのが、健康保険証の代わりに使えるようにしたいと思っています。カードには写真が入っておりま

ので、これを使って医療機関で被保険者資格の確認をするようになりますと、成りすましが非常に減ることになると思います。健康保険では資格喪失後の利用が年間数百億円に上りますが、そうした不適切な利用がなくなる効果も期待できます。

各種行政手続のオンライン申請に当たりましても、公的個人認証が使えます。また、現状では九〇市町村に限られていますが、今後、できるだけ多くの市町村において、コンビニなどで戸籍など各種の証明書が取れるようになるとよいなと思っています。

この他、スマートフォンやCATVでカードを利用できるようになりますと、利用できるようになります。スマートフォンには、ハード面でカードリーダーの機能が付いておりますので、カードを正確に読み取るための技術的な検討を行い、ソフトを開発すれば利用できるようになります。CATVもコン

トローラーにカードを差し込むことによつて利用

できるようになります。さらに、将来的には、コ

ンビニATMや双方向デジタルテレビでもカード

が利用できるようになるのではないかと考えています。

個人番号カードの発行のため、来年一月からの三ヶ月間で一〇〇〇万枚分の予算を組んでいます。足りるのか足りないのか、いろいろな見方があります。しかし、国内のICチップ入りのカードの生産枚数は、年間でせいぜい數千万枚にとどまつておりますので、まとめて発行しようとしてもそもそも限界があります。あまりにも殺到して待つていただくのも困るし、逆に申請が少なくて困りますので、非常にコントロールが難しいと感じています。私どもとしては、少なくとも数年間のうちに七～八割の国民の皆様に個人番号カードを持つていただければと考えているところで

す。

#### (マイナポータル)

マイナンバー制度の導入と合わせて、個人ごとのポータルサイトを構築します。このポータルサイトを「マイナポータル」と呼んでいます。資料32ページをご覧ください。

ここでは、自分の個人情報が役所間でやりとりされた記録を見るだけでなく、役所が保有する自分のマイナンバー付きの個人情報を閲覧することができます。それによつて、例えれば自分が幾ら健康保険料や介護保険料を支払ったかというようなことが全部わかるようになります。さらに、マイナポータルには、地方公共団体からのお知らせが表示されます。また、引っ越しなどのライフイベントに関する手続きがワンストップができるようになります。

この他、将来的に、民間事業者が電子私書箱サービスや電子決済サービスのような事業を行うようになれば、マイナポータルを通じて各種の電子データを受領したり、電子的に各種の決済を行つたりすることができるようになります。

マイナポータルを活用することで、面倒なことをできるだけやめられたらと思つています。所得税の申告について申しますと、例えば、毎年一ヶ月ごとに生命保険料の証明書が送られてきます。これを電子私書箱で受け取つてマイナポータルに保存する、あるいは、それをマイナポータルから電子的に税務署に提出するといったことができるようになりますと、非常に利便性が向上することになると思われます。

また、いろいろな地方公共団体から紙でばらばらに地方税賦課決定書が送付され、企業にとつて事務処理の負担が大きいと言われますが、これら

を全て一括してネットで送るようなことができないか、現在、検討を進めているところです。

資料33ページで、マイナポータルの機能を図示しています。今後、民間と連携することによつて、引っ越し、死亡、子育て等に関連する各種手続きをワンストップでできるようにしたいと考えています。本日の閣議で改定された「世界最先端ＩＴ国家創造宣言」にも含まれていていますが、次期通常国会にＩＴ利活用推進法案を提出することとしており、その中で、ワンストップで手続きを済ませるに当たつて障害となる規制等につきまして必要な手当てを行いたいと思っています。

#### (マイナンバーの利用範囲拡大)

最後がマイナンバーの利用範囲の拡大です。資料34ページをご覧ください。

一つ目は、戸籍事務です。親子関係や夫婦関係

## マイナンバー制度の概要と最新動向について

は戸籍でしか証明できませんので、社会保障、特

に社会福祉に関する申請を全てワンストップでや  
ろうと思いますと、必ず戸籍が必要になります。

また、死亡時の手続きをワンストップで済ませよ  
うとしますと、やはり戸籍が必要になります。し  
たがいまして、今後、三年ぐらいをめどに、戸籍  
事務でのマイナンバーの利用について法務省で検  
討を進めることになっています。

二つ目は、旅券事務です。戸籍事務でのマイナ  
ンバー利用に向けた法務省の検討状況も踏まえ  
て、三年から五年をめどに、旅券事務でのマイナ  
ンバーの利用について外務省で検討を進めること  
になっています。

一番下にあるのが、自動車の登録等に係る事務  
です。個人番号カードの導入に合わせ、このカー  
ドを利用した申請を可能とします。

あと二つ、医療・介護・健康情報の管理・連携

等に係る事務と預貯金付番があります。

まず、医療・介護・健康情報です。資料35ペー  
ジで、この分野での活用のイメージを整理してい  
ます。現在、個人情報保護法とマイナンバー法の  
改正法案を国会に提出しています。ここには、メ  
タボ健診等の健診データの保険者間の連携、予防  
接種の履歴の共有などにおいて、マイナンバーを  
使うという内容が含まれています。

この他、医療保険のオンライン資格確認を個人  
番号カードで行えるようにします。また、カルテ  
情報について、マイナンバーとは別の医療IDを  
使って、病院・診療所の連携を図る方向で検討が  
進められています。もつとも、マイナンバーと異  
なる番号と言いましても、住民票コードを変換し  
て得られるIDはマイナンバーとのひも付けが可  
能です。その辺までは、医師会もおおむね了承し  
ています。

預貯金はなかなか難しいところがあります。預貯金にマイナンバーを付けることでマネロン対策に使えないかと考えたのですが、マネロンの対象は預貯金だけでなくサラ金などいろいろとあります。そして、結構やばい業種とも関係してきます。これらに全てマイナンバーを付けるのかという議論もあり、結局、マネロン対策でマイナンバーを使うことは諦めました。

預貯金にマイナンバーの付番を強制することは現状では無理であろうということで、今回の改正法案では、金融機関が任意にマイナンバーを利用することができます。金融機関が預貯金口座に付したマイナンバーは、ペイオフの際の預金保険機構による預貯金額の合算において利用可能とされています。また、生活保護の資力調査や税務調査などでも利用できるようになっています。極めて中途半端なことは百も承知しております。

ますが、一〇年後の全ての預貯金への付番を目指して、第一歩を踏み出したと考えています。なお、大手銀行は、基本的にはマイナンバーを付さないと新規の口座を開設しない方向で検討していると聞いています。

今回の改正法案には、この他、地方公共団体の要望を踏まえた若干の利用範囲の拡充が含まれています。以上で取り上げた改正法案の内容は、資料36ページで整理しています。

#### (マイナンバー制度利活用推進ロードマップ)

資料37ページは、自由民主党のIT戦略特命委員会で作成された、今後のマイナンバー制度利活用推進ロードマップです。これが、最もラジカルにマイナンバー制度を利活用しようとした場合のロードマップと言うことができるようになります。おそらくここまで行かないでしょうが、こ

ういうものを参考にしながら、今後の取り組みを

進めていきたいと思っています。

た。

（マイナンバーのホームページ）

資料38ページのとおり、マイナンバーのホームページを開設しています。民間のホームページには負けますが、政府のホームページにしては見やすいという評判をいただいています。もつとも、まだまだ改善の余地はあると思っています。

コールセンターも既に設置しております、これまで政府のコールセンターにしては対応が丁寧であるという評判をいただいておりますので、一度試してみていただければと思います。

私の説明は以上でござります。どうもありがとうございました。（拍手）

大変幅広い御説明をいただき、全てを消化するのは大変だという感じがいたしました。しかし、マイナンバーを使って、将来、いろいろなことができるようになるのではないかという期待の持てるお話だつたと思います。

まだ若干お時間がございます。御質問をお受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。

質問者A 向井さんには内閣法制局参事官をされていたときにたいへんお世話をなりまして、ありがとうございました。私は、公務員を辞めて民間の弁護士になつて六年目として、政府から見る風景と民間から見る風景はかなり違うという観点から御質問したいと思います。

一つ目は、金融取引におけるマイナンバーの付与は、現時点では義務ではなく、任意ということになつています。これは私の勝手な推察ですが、

増井理事長 向井審議官、ありがとうございました

おそらく国税庁は、金融機関に対してきちんとお客様からマイナンバーを取るようなどいう事実上の指導をされるのではないかと思っています。証券会社に対してもそうかもしれません。その場合、新規の預貯金を受け入れるに当たってマイナンバーを取ることは可能かもしませんが、既存の預貯金については、お客様にマイナンバーを求めて「嫌だ」と言われ、板挟みになつて、金融機関がつらい立場に陥つてしまふかもしれません。今日は金融機関の方が大勢おられますので、そのような場合、金融機関としてはどう対応すればよいのかをお伺いしたいと思います。

二つ目は、一国民の立場で個人情報の漏えいの心配があります。マイナンバー制度が導入されても、情報は一元管理されるわけではなく、各機関で分散管理されるという御説明でした。今までも、各機関がいろいろな情報を持っていたわけで

すが、そのような現状と、マイナンバーが導入された後とでは、それほど変わらないと理解してもよろしいのでしょうか。私にはそのように聞こえたのですが。

三つ目は、三条委員会として特定個人情報保護委員会が設置されます。御承知だと思いますが、私もこの分野にはたいへん詳しいと自負しています。公正取引委員会は、きちんと調査を行い、問題のある行為に対しては適切な処分をするなどの対応をしておりますので、実際に機能しているわけです。仮に、日本年金機構のような公的機関で情報漏えいがあつた場合、特定個人情報保護委員会は、公正取引委員会や証券取引等監視委員会と同じように、日本年金機構に立ち入つて調査を行い、業務改善などの必要な命令を出すことができるのかということについてお伺いしたいと思いま

以上でございます。よろしくお願ひします。

向井 まず、預貯金の関係ですが、これまでの国税庁との折衝を振り返りまして、国税庁がそういう行政指導を行うようなことは決してないと保証します。この点は、金融機関の方の御心配には及ばないと考えています。

金融機関については、私は全銀協から農協まで全て回りました。業態によつて対応はかなりばらばらだと思います。全銀協などは、面倒というより、むしろウエルカムという印象を持ちました。

下位の業態に行けば行くほど、「しようがないな」といった受け止め方が強いように思います。新規の預貯金を受け入れる場合、マイナンバーの告知を要件とするかどうかはあくまでも金融機関の任意ですので、おそらく要件としない金融機関がたくさん出てくると思いますし、現時点ではそれでよいと思つています。

マイナンバー制度が入ることによつて増える情報は、番号だけです。番号だけでは何もできないよう、制度を作つています。マイナンバー制度が入ることによるリスクは、マイナンバー付きの情報が複数の機関から多数漏れた場合、そのマイナンバーを使ってマッチングが可能になるということだけだと思つています。ハッキングを行うにしても、そこまでやるにはかなり派手にやらなければなりませんので、そういう意味では、マイナ

ンバー制度が入ることによるリスクの増加は、それほど大きくないのではないかと考えており、国会答弁でもそういうことを言っています。

今回の日本年金機構の事例は、ＩＴを利用していれば必然的に起こりうることと理解しています。しかし、やはり情けないように見えるところでありますので、今後、きちんとやつていかなければならぬという点は事実です。マイナンバー制度が入ることによって、通常の個人情報保護法より罰則が強化されます。安全管理義務がかかつてきますし、特定個人情報保護委員会による監視・監督も行われます。そういう意味では、マイナンバー制度が入った後のほうが個人情報の保護のレベルは格段に上がります。個人情報の漏えいリスクは、かえって小さくなるのではないかと思います。

最後に、特定個人情報保護委員会は三条委員会

で、権限は公正取引委員会と全く同じで、立入検査から命令まで全部できます。法律上の権限はそろっていますが、必要なのは人的資源だと思っておりまして、それはこれから課題です。そもそも、組織を作るだけでも大変でした。民間から人を採用するのにスクラップを出す省庁はありませんので、毎年苦戦しているのが実情です。

**質問者B** 個人番号カードや通知カードは、未成年者も含めて全ての個人に配られることになると 思います。「マイナポータル」を用いて自分の情報にアクセスすることは、理論上はゼロ歳でも可能になると思いますが、実際は親が代理人として情報を確認することになるのでしょうか。また、マイナンバーを使った申請等も、高校の奨学金を本人が借り入れるときなど、早ければ高校生ぐら いから始まると思いますが、いつごろから本人がマイナンバーを取り扱うことになると認識してお

られるのか、御説明をお願いします。

向井 個人番号カードには年齢の制限はありません

考へています。基本的には、一五歳、中学三年生

が一つのメルクマールになるのではないかと思つています。文部科学省に対しても、中学三年生と高校生向けに広報していくだけようにお願いしています。それぐらいになると、自分でアルバイトする人も出てくるでしょうし、場合によつては高校に行かずに働いている方もおられますので、その辺がターゲットになると思つています。

そういう意味では、特に学生、主婦その他アルバイトをよくされる方には、ぜひ個人番号カードを持つていただきたいと考えています。そういう広報もしたいと思っています。

増井理事長 その他にござりますでしょうか。

——よろしゅうござりますか。

それでは、ほぼ定刻になりましたので、このあたりで本日の講演は終わりにしたいと思います。

します。(拍手)

内閣官房 社会保障・改革担当室・審議官  
内閣官房 情報通信技術・IT総合戦略室・長代理・副政府CIO  
内閣府 大臣官房・番号制度担当室・長  
内閣官房 すべての女性が輝く社会づくり推進室・次長

(本稿は、平成二七年六月三十日に行われた講演会の記録で、文責は当研究所にある。)

向 井 治 紀 氏

略 歴

- ・昭和56年 東京大学法学部卒
- ・昭和56年 大蔵省入省
- ・平成9年 内閣法制局参事官
- ・平成14年 財務省主計局主計官（厚生労働担当）
- ・平成16年 財務省主計局法規課長
- ・平成18年 財務省理財局国有財産企画課長
- ・平成20年 内閣官房内閣参事官（社会保障国民会議担当）
- ・平成21年 財務省理財局次長
- ・平成22年 内閣官房内閣審議官（社会保障改革室担当）
- ・平成24年 内閣官房内閣審議官（社会保障改革室担当  
兼情報通信技術担当室担当）  
兼副政府情報化統括責任者（副政府 CIO）
- ・平成25年 内閣官房内閣審議官（社会保障改革室担当）  
兼内閣官房情報通信技術（IT）総合戦略室副室長（副政府 CIO）  
兼任閣府大臣官房番号制度担当室長
- 現職

# マイナンバー制度の概要と 最新動向について

内閣官房 社会保障改革担当室審議官

内閣官房 情報通信技術(IT)総合戦略室長代理(副政府CIO)

内閣府 大臣官房番号制度担当室長

内閣官房 すべての女性が輝く社会づくり推進室次長

向井 治紀



マイナンバー

## マイナンバー制度の導入趣旨

番号制度は、複数の機関に存在する個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための社会基盤（インフラ）である。

### 社会保障・税・災害対策の各分野で番号制度を導入

#### 効果

- より正確な所得把握が可能となり、社会保障や税の給付と負担の公平化が図られる
- 真に手を差し伸べるべき者を見つけることが可能となる
- 大災害時における真に手を差し伸べるべき者に対する積極的な支援に活用できる
- 社会保障や税に係る各種行政事務の効率化が図られる
- ITを活用することにより添付書類が不要となる等、国民の利便性が向上する
- 行政機関から国民にプッシュ型の行政サービスを行うことが可能となる

#### 実現すべき社会

- より公平・公正な社会
- 社会保障がきめ細やかかつ的確に行われる社会
- 行政に過誤や無駄のない社会
- 国民にとって利便性の高い社会
- 国民の権利を守り、国民が自己情報をコントロールできる社会

## マイナンバー制度の概要

番号制度は、複数の機関に存在する特定の個人の情報を同一人の情報であるということの確認を行うための基盤であり、社会保障・税制度の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い公平・公正な社会を実現するための基盤（インフラ）である。

### 個人番号

- 市町村長は、住民票コードを変換して得られる個人番号(12桁)を指定し、通知カードにより本人に通知

### 個人番号カード

- 市町村長は、申請により、顔写真付きの個人番号カードを交付
- 個人番号カードは、本人確認や番号確認のために利用

### 法人番号

- 国税庁長官は、法人等に、法人番号(13桁)を指定し、通知
- 法人番号は原則公開され、民間での自由な利用が可能

### 個人情報保護

- 法定される場合を除き、特定個人情報の収集・保管を禁止
- 個人は情報提供等記録開示システムで、情報連携記録を確認
- 個人番号の取扱いを監視・監督する特定個人情報保護委員会を設置
- 特定個人情報ファイル保有前の特定個人情報保護評価を義務付け

### 情報連携

- 複数の機関において、それぞれの機関ごとに個人番号やそれ以外の番号を付して管理している同一人の情報を紐付けし、相互に活用する仕組み

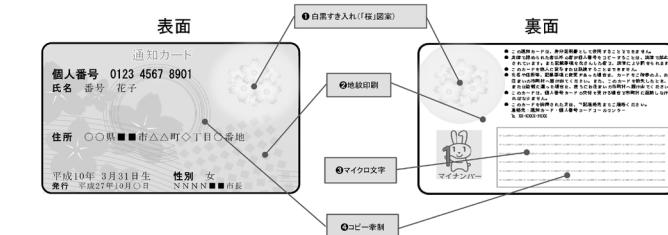
### 個人番号の利用分野

社会 保障 分 野	年金分野	年金の資格取得・認証、給付を受ける際に利用
	労働分野	雇用保険等の資格取得・確認、給付を受ける際に利用 ハローワーク等の事務等に利用
	福祉・医療・ その他分野	医療保険等の保険料徴収等の医療保険者における手続に利用 福祉分野の給付を受ける際に利用 生活保護の実施等に利用 低所得者対策の事務等に利用
税分野	税分野	国民が税務当局に提出する確定申告書、届出書、調書等に記載 当局の内部事務等に利用
災害対策分野	災害対策分野	被災者生活再建支援金の支給に関する事務に利用 被災者台帳の作成に関する事務に利用

➢ 上記の他、福祉、保健若しくは医療その他の社会保障、地方税又は防災に関する事務その他これらに類する事務であって条例で定める事務に利用(第9条第2項)。

2

## 通知カード(案)



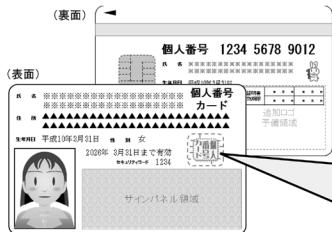
セキュリティ対策	内容と必要性
① 白黒すき入れ	図柄の陰影を表現可能な透かし技術で、紙幣と同様の偽造対策効果あり。 (複写不可、偽造困難)
② 地紋印刷	微細な線やグラデーション等で複雑な模様を背景に施すことにより、偽変造が困難となる。
③ マイクロ文字	特定の箇所に通常のコピー機やプリンターでは印刷できない微細な文字を配置することにより、偽造が困難となる。
④ コピー牽制	コピー時に「複写」の文字が浮かび上がることで、複写による偽造が困難となる。

3

## マイナンバー制度の概要と最新動向について

## 個人番号カード

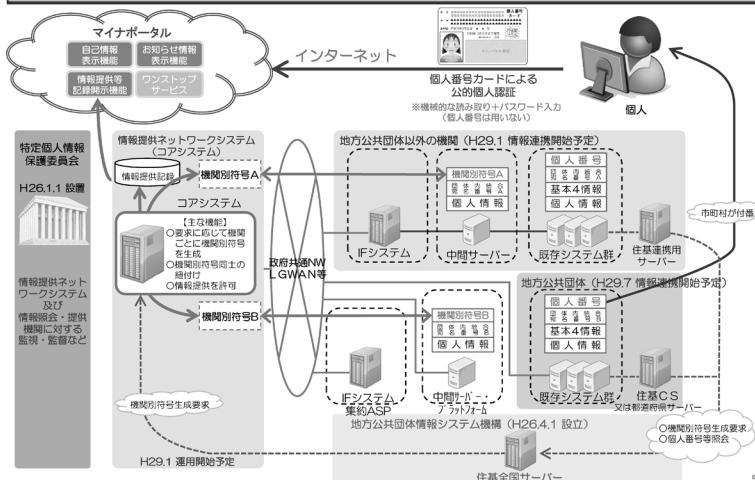
市町村長は、当該市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に對し、その者の申請により、その者に係る個人番号カードを交付するものとする。(第17条第1項)



個人番号カードの券面には、「氏名」、「住所」、「生年月日」、「性別」、「個人番号」等が記載され、「本人の写真」が表示されかつ、これらの事項等がICチップに記録される。(第2条第7項)

- ① 個人番号カードは、本人確認の措置において利用する。(第16条)
  - ② 市町村の機関は、個人番号カードを、地域住民の利便性の向上に資するものとして条例で定める事務に利用することができる。(第18条第1号)
  - ③ マイナポータルへのログイン手段として、「電子利用者証明」の仕組みによる公的個人認証に利用する。
  - ④ 個人番号カードの所管は、総務省とする。

## マイナンバー制度における情報連携の概要



## マイナンバー制度における安心・安全の確保

### マイナンバー制度に対する国民の懸念

- 個人番号を用いた個人情報の追跡・名寄せ・突合が行われ、集積・集約された個人情報が外部に漏えいするのではないかといった懸念。
- 個人番号の不正利用等（例：他人の個人番号を用いた成りすまし）等により財産その他の被害を負うのではないかといった懸念。
- 国家により個人の様々な個人情報が個人番号をキーに名寄せ・突合されて一元管理されるのではないかといった懸念

### 制度面における保護措置

- 本人確認措置（個人番号の確認・身元（実存）の確認）（番号法第16条）
- 番号法の規定によるものを除き、特定個人情報（マイナンバーをその内容に含む個人情報）の収集・保管、特定個人情報ファイルの作成を禁止（番号法第20条、第28条）
- 特定個人情報保護委員会による監視・監督（番号法第50条～第52条）
- 罰則の強化（番号法第67条～第77条）
- マイナポータルによる情報提供等記録の確認（番号法附則第6条第5項）

### システム面における保護措置

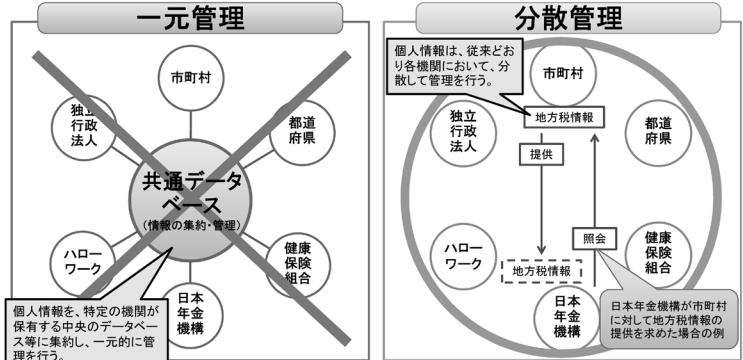
- 個人情報を一元的に管理せずに、分散管理を実施
- 個人番号を直接用いず、符号を用いた情報連携を実施
- アクセス制御により、アクセスできる人の制限・管理を実施
- 通信の暗号化を実施



6

## 個人情報の管理の方法について

- 番号制度が導入されることで、各行政機関等が保有している個人情報を特定の機関に集約し、その集約した個人情報を各行政機関が閲覧することができる『一元管理』の方法をとるものではない。
- 番号制度が導入されても、従来どおり個人情報は各行政機関等が保有し、他の機関の個人情報が必要となつた場合には、番号法別表第二で定められるものに限り、情報提供ネットワークシステムを使用して、情報の照会・提供を行うことができる『分散管理』の方法をとるものである。



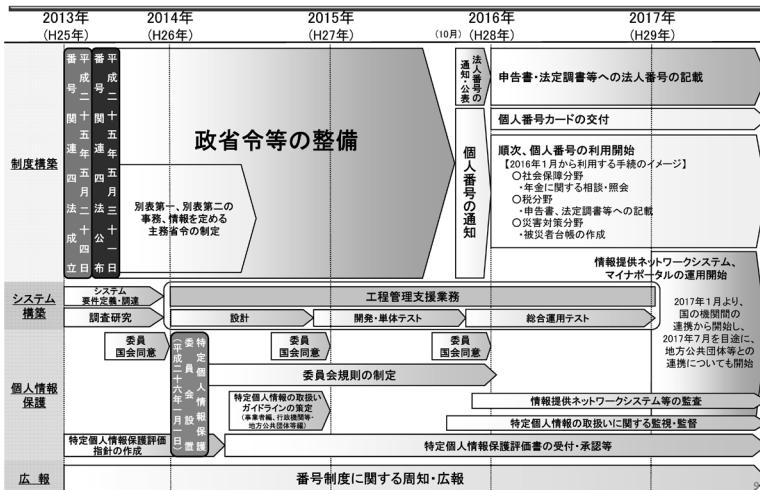
## マイナンバー制度の概要と最新動向について

### 罰則の強化

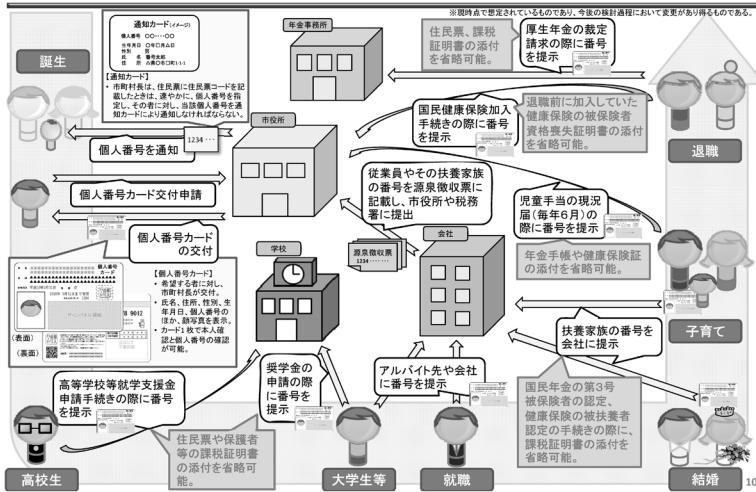
行為	法定刑	同種法律における類似既定の罰則			
		行政機関個人情報保護法・独立行政法人等個人情報保護法	個人情報保護法	住民基本台帳法	その他
1 個人番号利用事務等に従事する者が、正当な理由なく、特定個人情報をファイルを提供	4年以下の懲役or 200万以下の罰金or 併科	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	—	—	
2 上記の者が、不正な利益を図る目的で、個人番号を提供又は盗用	3年以下の懲役or 150万以下の罰金or 併科	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	
3 情報提供ネットワークシステムの事務に従事する者が、情報提供ネットワークシステムに関する秘密の漏えい又は盗用	同上	—	—	同上	
4 人を欺き、人に暴行を加え、人を脅迫し、又は、財物の窃取、施設への侵入により個人番号を取得	3年以下の懲役or 150万以下の罰金	—	—	—	(創価販売法、クレジット番号) 3年以下の懲役or 50万以下の罰金
5 国の機関の職員等が、職務を濫用して特定個人情報が記録された文書等を収集	2年以下の懲役or 100万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	
6 委員会の委員等が、職務上知り得た秘密を漏えい又は盗用	同上	—	—	1年以下の懲役or 30万以下の罰金	
7 委員会から命令を受けた者が、委員会の命令に違反	2年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	6月以下の懲役or 30万以下の罰金	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	
8 委員会による検査等に際し、虚偽の報告、虚偽の資料提出をする、検査拒否等	1年以下の懲役or 50万以下の罰金	—	30万以下の罰金	30万以下の罰金	
9 偽りその他の不正の手段により個人番号カードを取得	6月以下の懲役or 50万以下の罰金	—	—	30万以下の罰金	

8

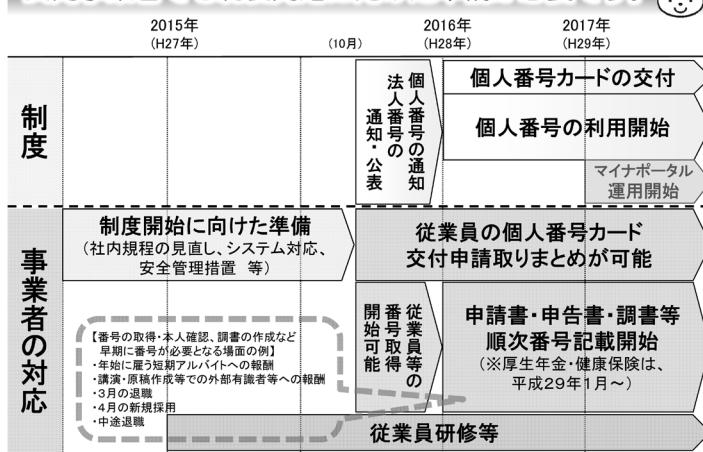
### マイナンバー制度導入のロードマップ(案)



## マイナンバーの利用例

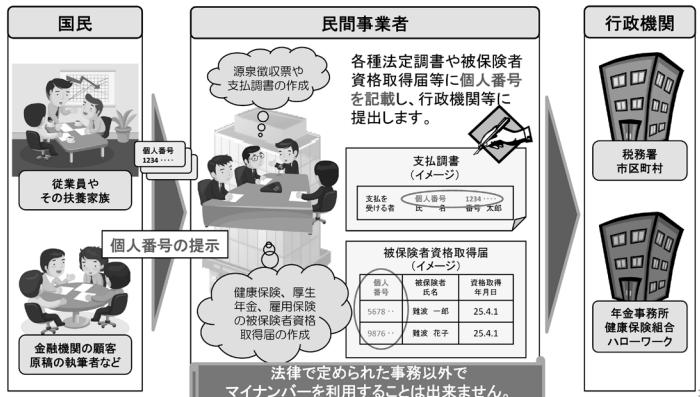


民間事業者でも制度開始に向けた準備が必要です。



## マイナンバー制度の概要と最新動向について

民間事業者も、税や社会保障の手続で、  
マイナンバーを取り扱います。



12

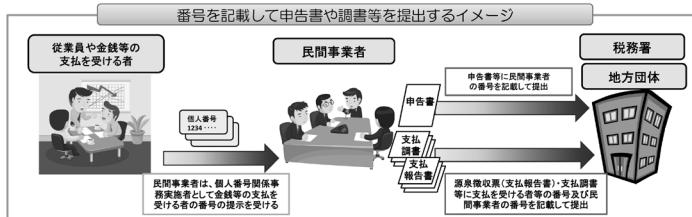
税務関係の申告書等に、  
マイナンバーを記載して提出します。



国税通則法（書類提出者の氏名、住所及び番号の記載等）  
第二百二十四条 国税に関する法律に基づき税務署長その他行政機関の長又はその職員に申告書、申請書、届出書、調書その他の書類を提出する者は、当該書類にその氏名（法人については、名称）、住所又は居所及び番号（番号を有しない者については、その氏名及び住所又は居所）を記載しなければならない。（略）  
※地方税関係の申告書等の様式については、地方税に関する法令に規定。

税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号を記載

- 税務関係の申告書、申請書、届出書、調書その他の書類に番号の記載欄を記載
- 法定調書等については、主に支払者及び受取者の個人番号又は法人番号を記載
- これら以外にも、例えば、
  - ・給与所得の源泉徴収票（給与支払報告書）には、控除対象配偶者及び控除対象扶養親族等の個人番号を記載
  - ・生命保険金等の支払調書には、その支払の基礎となる契約を締結した者の個人番号又は法人番号を記載



13

税務関係書類へのマイナンバーの記載及びマイナンバーが記載された申告書等の提出の時期は、以下のとおりです。



番号制度導入後(平成28年1月1日以降)は、申告書・法定調査等の提出に当たり、

当該提出者等に係る番号を記載します。

税務関係書類への一般的な場合の番号の記載及び提出時期は以下のとおりです。

記載対象		番号の記載及び提出時期（一般的な場合）
所得税	(国税)	
個人住民税	(地方税)	平成 28 年分の場合 ➡ 平成 28 年分の確定申告期（平成 29 年 2 月 16 日から 3 月 15 日まで） ➡ 個人住民税及び個人事業税は平成 29 年 3 月 15 日まで。
個人事業税	(地方税)	
法人税	(国税)	
法人住民税	(地方税)	平成 28 年 11 月 1 日以降に開始する事業年度に係る申告書から ➡ 平成 28 年 12 月末決算の場合 ➡ 平成 29 年 2 月 28 日まで（議長法人は平成 29 年 3 月 31 日まで）
法人事業税	(地方税)	
法定調査	(国税)	平成 28 年 11 月 1 日以降の金銭等の支払等に係る法定調査書から（注） ➡ 平成 29 年 1 月 31 日まで
支払報告書	(地方税)	平成 28 年分の支払報告書から ➡ 平成 28 年分の支払報告書 ➡ 平成 29 年 1 月 31 日まで
申請書・届出書	(国税・地方税)	平成 28 年 1 月 1 日以降に提出すべき連絡書類から ➡ 各法規に規定する、提出すべき期限

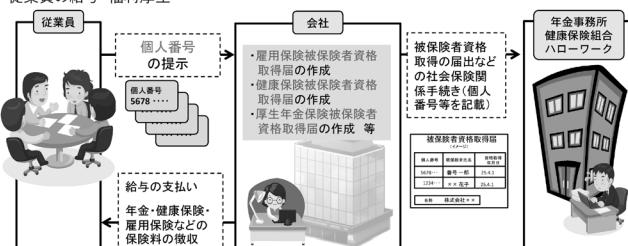
（注）平成 28 年 1 月 1 日前に終結された「税法上告知したものとみなされる取引」に基づき、同日以後に金銭等の支払等が行われるものに係る「番号」の告知及び本人確認については、毎回から 3 年を経過した日以後の最初の金銭等の支払等の時までの間に行うことができます。

14

社会保障関係の申請書等に、マイナンバーを記載して提出します。



従業員の給与・福利厚生



主な提出書類の例	提出者	提出先	根拠条文
雇用保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第6条
雇用保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	ハローワーク	雇用保険法施行規則第7条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	健康保険法施行規則第24条 厚生年金保険法施行規則第15条
健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届	適用事業所の事業主	健康保険組合・日本年金機構	健康保険法施行規則第29条 厚生年金保険法施行規則第22条

15

## マイナンバー制度の概要と最新動向について

社会保障関係書類（事業主提出）への  
マイナンバーの記載時期は、以下のとおりです。



分野	主な届出書等の内容	施行日
雇用保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・雇用保険被保険者資格取得届 ・雇用保険被保険者資格喪失届 等	平成28年1月1日提出分～
	以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・雇用保険適用事業所設置届 等	
健康保険・ 厚生年金保険	以下の様式に「個人番号」を追加予定 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格取得届 ・健康保険・厚生年金保険被保険者資格喪失届 ・健康保険被扶養者(異動)届 等	平成29年1月1日提出分～
	以下の様式に「法人番号」を追加予定 ・新規適用届等(※) ・新規適用届等(※)	平成28年1月1日提出分～

※ 厚生年金保険・健康保険の新規適用届と事業所関係変更届については、厚生年金保険制度等の改革の一環として、平成27年6月から新たに「会社法人等番号」の記載をしていただくこととしています。この「会社法人等番号」の記載欄は、平成28年1月からはマイナンバー制度により国税庁長官が指定する「法人番号」の記載欄となります。

- 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する必要がある。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する必要がある。この場合、複数の利用目的をまとめて明示することは可能であり、雇用保険や健康保険の事務等をまとめて明示していたら等して、なるべく効率的にご対応いただきたことを想定。
- この他、既存の従業員・被扶養者の個人番号について、平成28年1月以降いずれかの時期に、健康保険組合・ハローワークにご報告のお願いとする予定。
- 国民健康保険組合については、平成28年1月1日～各種届出書等にマイナンバーを記載することになります。

16

マイナンバーを従業員などから取得するときは、  
利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

### 利用目的はきちんと明示！

- ・マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示(※)する必要があります。  
(例)「源泉徴収作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」
- ・源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で利用する場合は、まとめて目的を示しても構いません。

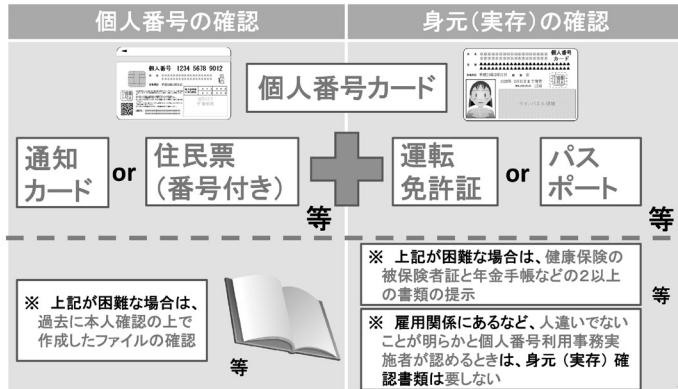
※ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。

### 本人確認は成りすまし防止のためにも厳格に！

- ・マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等を防止するため、厳格な本人確認を行います。
- ・本人確認では、①正しい番号であることの確認(番号確認)と②手続を行っている者が番号の正しい持ち主であることの確認(身元確認)を行います。

17

マイナンバー取得の際の本人確認では、番号確認と身元確認を行います。



18

従業員から扶養親族のマイナンバーを取得する場合、民間事業者が扶養親族の本人確認を実施する必要がある場合があります。



19

## マイナンバー制度の概要と最新動向について

### マイナンバーの取扱いを分かりやすく 解説したガイドラインがあります。



#### マイナンバーに対する国民の懸念

- マイナンバーを用いた個人情報の追跡・突合が行われ、集約された個人情報が 外部に漏えいするのではないか。
- 他人のマイナンバーを用いた成りすまし等により財産その他の被害を負うのではないか。



法律では、マイナンバーの利用範囲を限定し、利用目的を超えた目的での 利用を禁止するなど保護措置を規定しています。

#### ガイドラインの趣旨

- 法律で規定された保護措置及びその解釈について、具体例を用いて分かりやすく解説しています。
- 民間企業へのヒアリングや企業の実務担当者が参加する検討会の議論を踏まえ、マイナンバーが実務の現場で適正に取り扱われるための具体的な指針を示しています。

20

### マイナンバーには、 利用、提供、収集の制限があります。



#### 【マイナンバーの利用制限】

- マイナンバーの利用範囲は、法律に規定された社会保障、税及び災害対策に関する事務に限定されています。本人の同意があったとしても、利用目的を超えて利用することはできません。※例：マイナンバーを社員番号に利用することはできません。

#### 【マイナンバーの提供の要求】

- 社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を行う必要がある場合に限って、本人などに対してマイナンバーの提供を求めることができます。

#### 【マイナンバーの提供の求めの制限】

- 法律で限定的に明記された場合を除き、マイナンバーの提供を求めてはなりません。

#### 【特定個人情報の提供制限】

- 法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を提供してはなりません。

#### 【特定個人情報の収集制限】

- 法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集してはなりません。

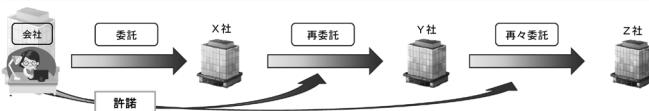
21

## マイナンバーを利用する事務の委託先・再委託先にも安全管理措置が必要です。



【委託先の監督】

- 社会保障及び税に関する手続書類の作成事務の全部又は一部の委託をする者は、委託先において、法律に基づき委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。



【再委託】

- 社会保障及び税に関する手続書類の作成事務の全部又は一部の委託を受けた者は、委託者の許諾を得た場合に限り、再委託をすることができます。

22

## マイナンバーの適切な安全管理措置に 組織としての対応が必要です。



【安全管理措置】

- 事業者は、マイナンバー及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業者に対する必要かつ適切な監督を行わなければなりません。
- 中小規模事業者に対する特例を設けることにより、実務への影響に配慮しています。



23

## マイナンバー制度の概要と最新動向について

マイナンバーの  
保管（廃棄）にも制限があります。

【特定個人情報の保管制限】  
○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を保管してはなりません。

【特定個人情報の収集・保管制限（廃棄）】  
○法律で限定的に明記された場合を除き、特定個人情報を収集又は保管することは できないため、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、マイナンバーをできるだけ速やかに廃棄又は削除しなければなりません。

24

法人にも法人番号（13桁）が指定され、個人番号と異なり、どなたでも自由に利用可能です。

**指定**

- 国税庁長官は、①設立登記法人、②国の機関、③地方公共団体、④その他の法人や団体に13桁の法人番号を指定します。  
これら以外の法人等でも一定の要件を満たす場合、届け出ることにより法人番号の指定を受けることができます。

会社や国の機関等については、特段の手続を要することなく、法人番号が指定されます。

**通知**

- 平成27年10月から法人の皆さんに法人番号などを記載した通知書の送付を開始する予定です。

**公表**

- 法人番号を指定した法人等の①名称、②所在地、③法人番号をインターネットを通じて公表します。

**ポイント！**  
1法人に  
1番号のみ

**ポイント！**  
登記上の所在地に  
通知書をお届け

**ポイント！**  
法人番号はどなたでも  
自由に利用可能

25

法人番号は、名称・所在地と共にインターネット上で公表され、データダウンロードも可能です。

**国税庁法人番号公表サイトの特徴**

- ① 法人情報を番号・名称・所在地で検索
- ② 法人情報のダウンロード機能
- ③ Web-API機能（システム間連携インターフェース）
- ④ マルチデバイス対応  
パソコンからの利用に加えて、タブレット、スマートフォンからも利用可能

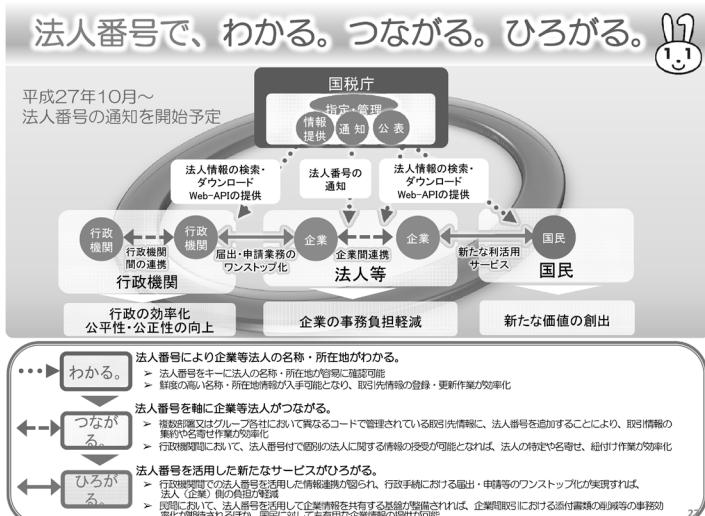
The diagram shows a central 'WWW' icon connected to various devices: a smartphone, a laptop, and a building, symbolizing connectivity. To the left, there's a cartoon rabbit holding a smartphone. To the right, there are several boxes:

- 検索機能**
  - あいまい検索
  - 細かい検索
  - 五十音順、都道府県別の並び替え
- データダウンロード機能**
  - 月末時点のすべての最新情報
  - 日次の更新情報
  - データ形式はCSV、XML
- Web-API機能**

企業等のシステムから法人情報を自動取得するためのインターフェースの提供

(※) 公表機能の詳細については、  
国税庁HPのトップページの  
<http://www.nta.go.jp/mynumberinfo/index.htm> をクリック。

26



## マイナンバー制度の概要と最新動向について

### マイナンバー制度の施行に向け 準備を進めてください。



まず、対象業務を洗い出した上で、組織体制や個人番号利用開始までのスケジュールの整理など対処方針を検討し、組織として決定してください。

個人番号の流れ	利用場面の例	対象業務の例	対処方針を決めるべき項目例
取 得 (本人・扶養家族)	入社	納税手続	社内規程の見直し (基本方針・取扱規程)
安全管理措置	身上関係変更 (結婚、被扶養者追加等)	年末調整、源泉徴収等	システム対応 (改修等)
保 管	休職・復職	社会保険 関係手続	安全管理措置 (組織体制、担当者の監督、区域管理、漏えい防止、アクセス制御など)
利 用	組織異動 (分社、出向等)	雇用保険、健康保険、厚生年金 保険等	社員研修・勉強会の実施
提 供	証明書発行		
開示・訂正・利用停止			
廃 棄	退社		

詳細は、特定個人情報保護委員会のガイドライン等で確認してください。

28

### マイナンバー等分科会 中間とりまとめの概要

「世界最先端のIT利活用社会」のインフラとして、マイナンバー制度の普及と利活用を図るため、国・地方・民間が連携して取り組むべき事項を取りまとめ。

#### 【目指すべき社会】

- 誰もがより安全・安心にインターネットを利用できる基盤を持つ社会
- 誰もが必要な時に自身の情報をアクセスし、利活用でき、サービスへの満足度が向上する社会
- 国・地方・民間の様々な手続き、サービスが、シームレスかつ効率的に連携し、広く電子的に完結できる社会

個人番号カード	<ul style="list-style-type: none"><li>・暮らしに係る公的サービスに係るカード類(健康保険証、印鑑登録カード等)や、広く保有される資格の証明書類(国家資格等の資格の証明書、国家公務員身分証明書等)等の、個人番号カードへの一元化／一体化</li><li>・コンビニ交付等、個人番号カードを利用した利便性の高いサービスの拡大</li><li>・官民の様々な本人確認を要する手続きでの利用に向けた調整・周知</li><li>・オンライン本人確認手段である公的個人認証サービスの行政・民間利用の拡大</li><li>・取得に係る本人負担の軽減 等</li></ul>
マイナポータル	<ul style="list-style-type: none"><li>・利用者に係る特定個人情報や医療・介護・健康等に係る自己情報の閲覧</li><li>・利用者の利益による情報を提供するプッシュ型サービス</li><li>・引越しや死亡等のライフイベントに係るワンストップサービス</li><li>・サービスに必要な情報データで入手・利用できる仕組み</li><li>・シームレスなサービス利用に向けた本人確認に係る官民連携基盤</li><li>・スマートフォンやCATV等、利用チャンネルや認証手段の拡大</li><li>・高齢者等が安心して利用できるサポート体制や代理利用の環境整備</li></ul>
個人番号/法人番号	<ul style="list-style-type: none"><li>・行政における個人番号を利用した業務・システム見直し</li><li>・行政が保有する法人に係る公開情報への法人番号の付与の徹底</li><li>・法人番号を利用した法人ポータルの構築</li></ul>

これらに近接し、更なるメリットが期待できる以下の分野へのマイナンバー利用範囲の拡大等を検討

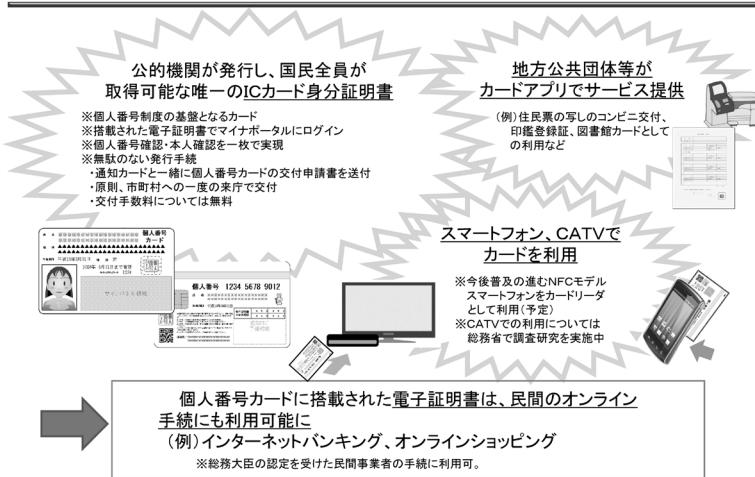
①戸籍事務、②旅券事務、③預貯金付番、④医療・介護・健康情報の管理・連携、⑤自動車登録事務

29

## 個人番号カードのメリット



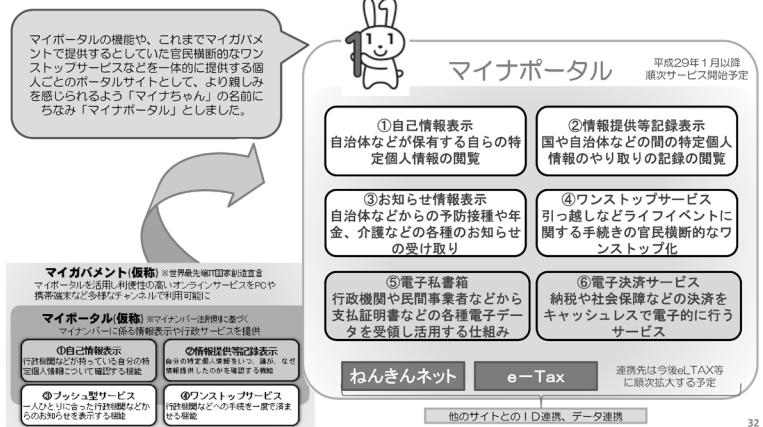
## 個人番号カードの普及について



## マイナンバー制度の概要と最新動向について

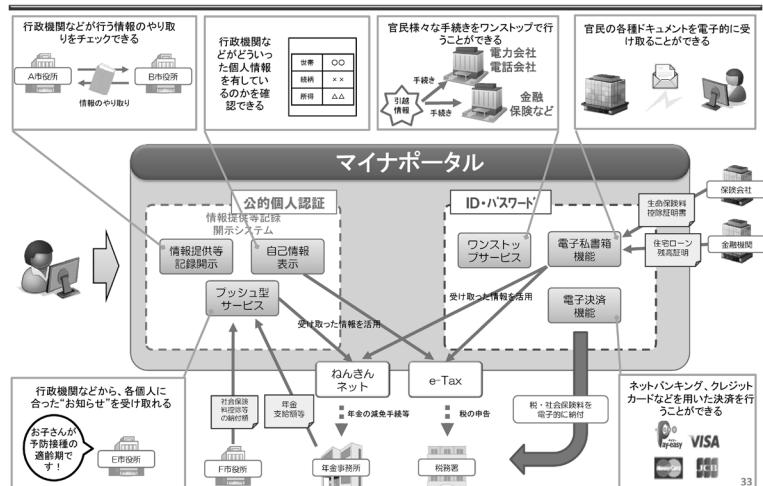
### マイナポータルについて

マイナンバー制度の導入に併せて新たに構築する個人ごとのポータルサイトを、マイナちゃんにちなみ「マイナポータル」とすることに決定しました。



32

### マイナポータル



33

## マイナンバーの利用範囲拡大に関する検討の方向性の概要

「個人番号の利用範囲拡大の検討状況について」(平成26年11月11日マイナンバー等分科会)

### ① 戸籍事務

法務省において有識者らによる「戸籍制度に関する研究会」を本年10月29日に立ち上げ。今後、平成28年2月以降の法制審議会への諮問を目指して検討を進める。

### ② 旅券事務

戸籍事務でマイナンバーが利用されるのであれば、旅券申請時に申請者が戸籍謄(抄)本を提出する必要がなくなることから、国民の利便性の向上と旅券事務効率化に資するものと考えており、戸籍事務でのマイナンバーの利用に向けた法務省の検討状況も踏まえつつ、引き続き外務省を中心に検討を進める。

### ③ 預貯金付番

内閣官房を中心に、マイナンバー法の改正を行う方向で関係者間で具体的な調整を行っているところ。仮に、関係者間の調整が整えば、来年の通常国会での必要な法整備を視野に準備を進める。

### ④ 医療・介護・健康情報の管理・連携等に係る事務

厚生労働省において、有識者らによる「医療等分野における番号制度の活用等に関する研究会」を本年5月30日に立ち上げ、必要性や具体的な利活用場面等について議論を行っている。今後、年末までに一定のとりまとめを行う予定。

### ⑤ 自動車の登録等に係る事務

平成28年1月に予定されている個人番号カードの導入に併せ、OSSにおいて同一カードを利用(本人確認機能)した申請を可能とする。さらに、他の利便性向上策についても、マイナンバーの利用範囲の拡大のタイミングに併せ、関係省庁の検討状況も踏まえつつ、国土交通省を中心に検討を進める。

34

## 健康医療分野における番号の活用(イメージ:未定稿)

厚生労働省  
作成資料

- マイナンバー法※は、マイナンバーを行政機関が行政事務に用いることを前提
- 番号制度のインフラをうまく活用して、民間の利用者が利用しやすいものとする必要
- ※行政手続における既定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)

2015年(H27年)	2016年(H28年)	2017年(H29年)	2018年(H30年)以降
10月 ●マイナンバーの通知	1月 ●番号利用開始	7月頃 ●自治体等の情報連携開始	

### ステップ1 行政機関における医療分野での利用拡充

※ 27年常会にマイナンバー法修正案を提出

保険者間の健診データの連携

(資格異動時に確定健診のデータを連携)

予防接種の履歴の共有

(市町村間での接種歴の連携)

### ステップ2 医療保険システムの効率化・基盤整備

医療保険のオンライン資格確認

番号制度のインフラを活用して、保険者と医療機関の間で、患者の資格を効率的に一意的に確認するネットワークを構築

我が国は国民皆保険なので、医療保険の資格確認の仕組みを作れば、医療連携にも活用できる

- システム改修やネットワーク接続などインフラの構築
- データの標準化・普及推進

オンライン資格確認の段階的な導入を目指す  
(平成29年7月の自治体等の情報連携開始以降)

### ステップ3 医療連携や研究分野に番号を活用

医療機関・介護事業者等の連携

(地域ヘルス、複数地域間での連携)

・病院での検査結果をかかわらず医療に活用

・救急医療で他医療機関での過去の診療情報を確認

・医療・介護従事者が連携して地域包括ケアを実現

本人への健康医療情報の提供・活用

(ホーダイサービス)

健康・医療の研究分野

(コホート研究、大規模な分析)

35

## マイナンバー制度の概要と最新動向について

### マイナンバーの利用範囲の拡大等について

『世界最先端IT国家創造宣言』(平成26年6月24日閣議決定)等を踏まえ、さらなる効率化・利便性の向上が見込まれる分野についてマイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用を図るとともに、マイナンバー制度の主たる担い手である地方公共団体の要望等を踏まえ、所要の整備を行う。

#### 1. 預貯金口座へのマイナンバーの付番

- ① 預金保険機構等によるペイオフのための預貯金額の合算において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 金融機関に対する社会保障制度における資力調査や税務調査でマイナンバーが付された預金情報を効率的に利用できるようにする。

#### 2. 医療等分野における利用範囲の拡充等

- ① 健康保険組合等が行う被保険者の特定健康診査情報の管理等に、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 予防接種履歴について、地方公共団体間での情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。

#### 3. 地方公共団体の要望を踏まえた利用範囲の拡充等

- ① すでにマイナンバーを利用事務とされている公営住宅(低所得者向け)の管理に加えて、特定優良賃貸住宅(中所得者向け)の管理において、マイナンバーの利用を可能とする。
- ② 地方公共団体が条例により独自にマイナンバーを利用する場合においても、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を可能とする。
- ③ 地方公共団体の要望等を踏まえ、雇用、障害者福祉等の分野において利用事務、情報連携の追加を行う。

【参考】

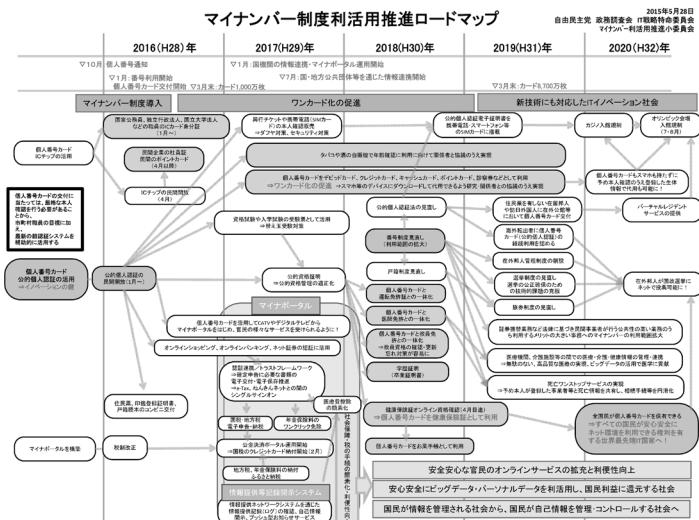
『世界最先端IT国家創造宣言』(平成26年6月24日閣議決定)抄  
Ⅲ. 目指すべき社会・姿を実現するための取組

3. 公共サービスの電子化・オンライン化などでもいつでも受けられる社会の実現

(1) 公共サービスの電子化・オンライン化などの実現

マイナンバーによる情報連携等により、異なる効率化・利便性の向上が見込まれる分野については、制度の趣旨や個人情報の保護等に配慮しつつ、マイナンバーの利用範囲の拡大や制度基盤の活用について検討を進める。

36



37

最新情報は

## マイナンバーのホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>

マイナンバー



をご覧ください。

## マイナンバー公式twitter

[https://twitter.com/MyNumber\\_PR](https://twitter.com/MyNumber_PR)

## マイナンバーロゴマーク

- ★ 国の行政機関や地方公共団体などの番号利用事務実施者は、マイナンバーの普及啓発のため、ロゴマークを御使用いただけます。
- ★ 番号利用事務実施者以外でマイナンバーの普及啓発に御協力いただける方は、内閣府の承認を受けて、ロゴマークを御使用いただけます。



愛称：マイナちゃん

## ご不明な点は

### マイナンバーの コールセンター

(全国共通ナビダイヤル)

マイナンバー  
0570-20-0178

まで

※ ナビダイヤルは通話料がかかります。

※ 平日9時30分～17時30分

(土日祝日・年末年始を除く)

※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合は、  
050-3816-9405におかけください。

38